

議案第 7 6 号

大口町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

大口町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 9 年 1 1 月 2 7 日提出

大 口 町 長 鈴 木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号）の一部が改正されたことに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

大口町職員の育児休業等に関する条例（平成4年大口町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア(イ)中「第2条の3第3号において」を「以下」に改め、「いう。）」の次に「(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)」を加える。

第2条の3第2号中「この条」の次に「及び次条」を加える。

第2条の4を第2条の5とし、第2条の3の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間において次に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

- (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として町長が規則で定める場合に該当する場合

第3条第7号中「こと」の次に「又は第2条の4の規定に該当すること」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大口町職員の育児休業等に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(3) 略 (4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 (ア) 略 (イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（<u>以下「1歳6か月到達日」という。</u>）<u>（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）</u>までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員 (ウ) 略 イ・ウ 略 (育児休業法第2条第1項の条例で定める日) 第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。 (1) 略 (2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（<u>以下この条及び次条</u>において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日	(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(3) 略 (4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 (ア) 略 (イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（<u>第2条の3第3号において「1歳6か月到達日」という。</u>）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員 (ウ) 略 イ・ウ 略 (育児休業法第2条第1項の条例で定める日) 第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。 (1) 略 (2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（<u>以下この条において「地方等育児休業」という。</u>）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日

新	旧
とされた日が当該子の１歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が１歳２か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の１歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和２２年法律第４９号）第６５条第１項又は第２項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日） (3) 略 <u>（育児休業法第２条第１項の条例で定める場合）</u> <u>第２条の４ 育児休業法第２条第１項の条例で定める場合は、１歳６か月から２歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の１歳６か月到達日の翌日（当該子の１歳６か月到達日後の期間において次に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当するときとする。</u> <u>(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の１歳６か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の１歳６か月到達日において地方等育児休業をしている場合</u>	が当該子の１歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が１歳２か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の１歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和２２年法律第４９号）第６５条第１項又は第２項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日） (3) 略

新	旧
<u>(2) 当該子の 1 歳 6 か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として町長が規則で定める場合に該当する場合</u> (育児休業法第 2 条第 1 項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間) <u>第 2 条の 5</u> 略 (育児休業法第 2 条第 1 項ただし書の条例で定める特別の事情) 第 3 条 育児休業法第 2 条第 1 項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1)～(6) 略 (7) 第 2 条の 3 第 3 号に掲げる場合に該当すること<u>又は第 2 条の 4 の規定に該当すること。</u> (8) 略	(育児休業法第 2 条第 1 項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間) <u>第 2 条の 4</u> 略 (育児休業法第 2 条第 1 項ただし書の条例で定める特別の事情) 第 3 条 育児休業法第 2 条第 1 項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1)～(6) 略 (7) 第 2 条の 3 第 3 号に掲げる場合に該当すること。 (8) 略

改 正 要 旨

1 改正の趣旨

一般職非常勤職員について、原則として1歳までの子の育児休業を6か月延長しても下記に該当する場合は、更に6か月（2歳まで）の再延長を可能にする改正です。

- (1) 保育所等の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われない場合
- (2) 育児休業をしている親（職員）の配偶者が、1歳6か月から子を養育する予定であったが次のいずれかに該当した場合
 - ア 死亡した場合
 - イ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、養育することが困難な状態になった場合
 - ウ 配偶者が子と同居しないこととなった場合
 - エ 6週間（多胎妊娠は14週間）以内に出産する予定である場合又は産後8週間を経過しない場合

2 改正の対象者

対象者は、地方公務員法第17条に基づき任用された一般職非常勤職員です。
大口町で契約している臨時的任用職員は、地方公務員法第22条に基づき任用された職員であるため、対象外です。

3 施行期日

公布の日から施行します。